

## 屋久島町規則第 号

### 屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例（平成23年屋久島町条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規制適用除外行為)

第2条 条例第5条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該地域の調査及び研究又は保全を目的とした活動のうち、あらかじめ申請を行い、許可を受けた行為
- (2) 国又は地方公共団体において、法令の規定によりその任務とされている業務に伴って行われる行為
- (3) 町が別に指定する機関が主催するウミガメ観察会及びウミガメの保護を目的とした調査活動等において、ウミガメに配慮した上で懐中電灯等の照明器具を使用する行為

(申請書)

第3条 条例第7条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、特に保護措置が必要な自然観光資源ごとに別記第1号様式によるものとする。

(申請書の受付)

第4条 申請書の受付期間は、次の各号に掲げる特に保護措置が必要な自然観光資源ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生 立ち入ろうとする日の3月前の日から前日までとする。なお、申請書は受付日時順に処理し、定員になり次第締め切る。
- (2) 永田浜のウミガメ 毎年4月1日から立ち入ろうとする日の当日の17時までとする。なお、申請書は受付日時順に処理し、定員になり次第締め切る。
- (3) 西部地域の生態系及び歴史的資源 立ち入ろうとする日の3月前の日から前日までとする。ただし、立ち入ろうとする当日の時間が12時以降の場合は、立ち入ろうとする日の3月前の日から当日の11時までとする。なお、申請書は受付日時順に処理し、定員になり次第締め切る。

(申請内容の指導)

第5条 町長は、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が、条例及びこの規則に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。

(申請書の審査等)

第6条 町長は、申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には、相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正

を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日) から起算して原則として2週間以内に審査し、処分を決定する。

(承認に関する審査基準)

第7条 承認の適否の審査は、次の基準により行うものとする。

- (1) 条例第5条第1項各号に規定する行為を行ったことにより処分を受けた日から5年を経過しない者でないこと。
- (2) 別表に規定する立入制限を行う区域及び期間における立入人数の範囲内であること。
- (3) エコツアーリズム推進法(平成19年法律第105号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他自然環境の保全に係る関係法令に反したことにより処分を受けた日から5年を経過しない者でないこと。

(承認証)

第8条 条例第7条第2項に規定する承認証は、特に保護措置が必要な自然観光資源ごとに別記第2号様式によるものとする。

(承認後における内容の変更手続)

第9条 条例第7条第2項の規定により承認を受けた者が申請内容を変更しようとする場合は、町長は新たな申請を行わせるものとする。この場合において、申請書の備考欄に、既に承認を受けたものの変更である旨、当該承認処分の日付及び番号並びに承認に付された条件その他必要な事項を記載させるものとする。

(違反行為の予防)

第10条 町長は、申請及び承認に関して次に掲げる方法等により違反行為の予防に努めるものとする。

- (1) 条例の趣旨周知に努めること。
- (2) 巡視を励行すること。
- (3) 申請及び承認の統計情報を把握すること。

(違反行為に対する措置)

第11条 町長は、申請及び承認に関して違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 違反行為の中止を指示すること。
- (2) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条及び第241条の規定により告発の手続をとること。
- (3) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。
- (4) 違反行為の中止を指示した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急対策がとられるよう措置すること。

2 前項に規定する措置については、その経緯等を記録するものとする。

(申請手続)

第12条 条例第7条に規定する申請の手續については、屋久島町行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年屋久島町条例第17号）の規定の例による。

（立入承認関係事務に係る指定事務機関の指定）

第13条 条例第10条第2項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出して行うものとする。

- （1）氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）立入承認関係事務を行おうとする事務所の所在地
- （3）立入承認関係事務を行おうとする特に保護措置が必要な自然観光資源の名称
- （4）立入承認関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- （2）申請者が法人である場合は、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の収支決算書類又はこれに準ずるもの
- （3）申請者が法人である場合は、役員の名簿及び履歴を記載した書類
- （4）立入承認関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- （5）前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類（身分証明書）

第14条 条例第5条第4項及び第6条第4項に規定する身分証明書は、別記第3号様式によるものとする。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第14条までの規定は、当分の間、これを適用しない。

別表（第7条関係）

特に保護措置が必要な自然観光資源の名称	区 域	期 間	立 入 り の 上 限 人 数	利用条件
縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生	大株歩道入口から高塚小屋までの登山道（高塚小屋は含まない。） 宮之浦嶽 国有林99ろ・は ・ほ林小班の一部	3月1日～ 11月30日	日帰り利用者 1日当たり360人 宿泊利用者 1日当たり60人 うち旧暦5月16日及び旧暦9月16日は立入りを控えるよう広く協力を求める。	
永田浜のウミガメ	永田浜 （四つ瀬浜） 永田字釣瀬24番地2から 永田字平203番地4地先まで （いなか浜） 永田字濱中379番地5地先から永田字淵越道下520番地1地先まで （前浜） 永田字瀬戸ノ田3078番地8	5月1日～ 5月14日 （19時30分～5時） 5月15日～ 7月31日 （19時30分～5時） 8月1日～ 8月31日 （19時30分～5時）	1日当たり80人 ----- 1日当たり130人 ----- 1日当たり120人	町長が別に指定する機関が主催する観察会等に参加すること。
西部地域の生態系及び歴史的資源	西部地域 （半山地区） 永田字瀬切4142番地73及び永田字瀬切4142番地80の一部 （川原地区） 永田字瀬切4142番地85及び永田字瀬切4142番地88の一部	通年	半山地区 1日当たり25人 川原地区 1日当たり25人	観光客6人につき1人の西部地域認定ガイドが同行すること。

別記

第1号様式（第3条関係）

特に保護措置が必要な自然観光資源所在区域立入承認申請書

屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例第7条第1項の規定により、特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域への立入承認を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

屋久島町長 様

代表者の住所：

代表者の氏名： （記名押印又は署名）

特に保護措置が必要な自然観光資源の名称	
立ち入ろうとする日時	
立ち入ろうとする者の数	
立入りの目的	<input type="checkbox"/> 生物の観察 <input type="checkbox"/> 登山又は散策 <input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> その他（ ）
立ち入る巡路又は範囲	
立入りの手段	
備考	

立入承認申請書記載要領

- 1 立入申請を行う者が団体である場合は、代表者の住所及び氏名（記名押印又は代表者の署名）を記載すること。
- 2 立ち入ろうとする者の数については、立入承認を受ける者の総数を記載すること。
- 3 立入りの目的については、立ち入る目的を具体的に記載すること。
- 4 この申請は、屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年屋久島町条例第17号）の規定によりインターネットによる申請に代えることができる。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

様

屋久島町長

印

特に保護措置が必要な自然観光資源所在区域立入承認証

屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例第7条第2項の規定に基づき、特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域への立入りを承認する。

- 1 特に保護措置が必要な自然観光資源の名称
- 2 立入りの日時
- 3 立入りの人数
- 4 立入りの巡路又は範囲
- 5 立入りの手段

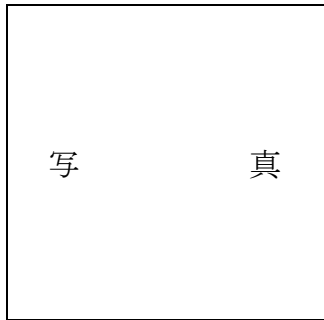
[立入りに当たっての留意事項]

- (1) 立入りをを行う場合は、登山にふさわしい服装及び装備とすること。なお、登山にそぐわないと判断した場合は、立入りを認めない場合がある。
- (2) 登山は、天候及び登山情報を把握し、自己責任を原則として行うものとする。

第3号様式（第14条関係）

第 号

屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例第5条第4項及び第6条第4項の規定による身分証明書



職名及び氏名

生年月日

年 月 日

年 月 日 発行  
年 月 日 まで有効

屋久島町長

